


所管部課	総務部 情報管理課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）の一部改正について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、東大和市保有個人情報管理規程		
	部課機関	全課		
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正の要旨</p> <p>本件は、平成27年3月に総務省が公表した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成27年3月版）」及び、「東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」（平成27年12月28日市長決裁）との整合性を図るため、「東大和市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）」の一部改正を行ったものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①「情報資産に対する脅威」の想定事項に、情報システムの設計・開発上の不備等によるシステム障害、大規模・広範囲の及ぶ伝染病の発生等によるシステム運用の機能不全、その他の情報セキュリティを脅かす事案を追加した。</p> <p>②「情報セキュリティ対策」として、運用管理を外部委託する場合は、情報システムの設計・開発や設備の保守管理に適切な対策を講じることや、大規模災害等に備えた緊急時対応計画を整備することを追加した。</p> <p>(3) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 社会保障・税番号制度におけるセキュリティ対策との整合性を保つ運用を行う。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月21日、28日 情報システム委員会及び検討部会にて提案し意見集約 平成28年2月10日 東大和市情報システムマネジメント本部会議にて審議 平成28年2月17日 市長報告（平成28年2月19日決裁） 平成28年3月15日 「東大和市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）」の一部改正を決定（市長決裁）。 				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>本基本方針は、当市の情報セキュリティ対策に係る基本的事項を定めたものであるが、詳細な対策を定める「情報セキュリティ対策基準」については別途、一部改正を検討したい。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市報（5月15日号、予定）で概要を、公式ホームページで詳細情報を公表したい。 				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。